

相続放棄・限定承認の申述の有無等の照会について

神戸家庭裁判所

相続放棄・限定承認の申述の有無照会とは、被相続人に対して利害関係を有する者が、相続放棄・限定承認の申述をした相続人の有無を知るため、家庭裁判所に照会する手続です。

※相続放棄手続とは別の手続です（相続放棄をしたい方はこちら⇒[リンク先](#)）。

第1 照会先の家庭裁判所について

相続放棄・限定承認の申述は、被相続人（亡くなられた方）の最後の住所地（住民票上の住所地）を管轄区域とする家庭裁判所で取り扱われるため、この照会書等の提出先は、被相続人の住民票上の住所地を管轄する家庭裁判所です。

（管轄区域）

※ 被相続人の最後の住所地が兵庫県外の方は、最寄りの家庭裁判所にお問い合わせください。

神戸家庭裁判所（本庁）

1 所在地、電話番号

〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町3丁目46番1号

家事訟廷記録係 電話番号 078-521-5941（係直通）

2 管轄区域

神戸市、三木市、三田市

※被相続人の最後の住所が神戸市西区の場合には、神戸家裁本庁と明石支部が管轄裁判所になるため、両方に照会書を提出してください。

神戸家庭裁判所 尼崎支部

1 所在地、電話番号

〒661-0026 兵庫県尼崎市水堂町3-2-34

家事受付係 電話番号 06-7670-9544（係直通）

2 管轄区域

尼崎市、西宮市、芦屋市

神戸家庭裁判所 伊丹支部

1 所在地、電話番号

〒664-8545 兵庫県伊丹市千僧1-47-1

電話番号 072-779-3074（代表）

2 管轄区域

伊丹市、宝塚市、川西市、川辺郡猪名川町

神戸家庭裁判所 明石支部

1 所在地、電話番号

〒673-0881 兵庫県明石市天文町2-2-18

電話番号 078-912-3233 (代表)

2 管轄区域

明石市、神戸市西区

※被相続人の最後の住所が神戸市西区の場合には、神戸家裁本庁と明石支部が管轄裁判所になるため、両方に照会書を提出してください。

神戸家庭裁判所 柏原支部

1 所在地、電話番号

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原439

電話番号 0795-72-0155 (代表)

2 管轄区域

丹波市、丹波篠山市

神戸家庭裁判所 姫路支部

1 所在地、電話番号

〒670-0947 兵庫県姫路市北条1-250

家事事件・記録係 電話番号 079-281-2080 (係直通)

2 管轄区域

姫路市、相生市、赤穂市、赤穂郡上郡町、朝来市生野町、神崎郡(福崎町、市川町、神河町)、加古川市、高砂市、加古郡(播磨町、稲美町)

神戸家庭裁判所 社支部

1 所在地、電話番号

〒673-1431 兵庫県加東市社490-2

電話番号 0795-42-0123 (代表)

2 管轄区域

西脇市、小野市、加西市、加東市、多可郡多可町

神戸家庭裁判所 龍野支部

1 所在地、電話番号

〒679-4179 兵庫県たつの市龍野町上霞城131

電話番号 0791-63-3920 (代表)

2 管轄区域

たつの市、宍粟市、佐用郡佐用町、揖保郡太子町

神戸家庭裁判所 豊岡支部

1 所在地、電話番号

〒668-0042 兵庫県豊岡市京町12-81

電話番号 0796-22-2881 (代表)

2 管轄区域

豊岡市、養父市、朝来市(和田山町、山東町、朝来町)、美方郡香美町(村岡区)

神戸家庭裁判所 洲本支部

- 1 所在地、電話番号
〒656-0024 兵庫県洲本市山手1-1-18
電話番号 0799-25-2332 (代表)
- 2 管轄区域
洲本市、淡路市、南あわじ市

神戸家庭裁判所 浜坂出張所

- 1 所在地、電話番号
〒669-6701 兵庫県美方郡新温泉町芦屋6-1
電話番号 0796-82-1169 (代表)
- 2 管轄区域
美方郡新温泉町、美方郡香美町 (小代区、香住区)

第2 照会手順について

1 照会書等の作成

ウェブサイトに掲載している「[相続放棄・限定承認の申述の有無等についての照会書\(Excel\)](#)」及び「[目録\(Excel\)](#)」を利用するなどして必要事項を記入し、上記第1の管轄区域に応じて送付してください。「目録」の被相続人欄や相続人氏名欄には、必ず戸籍の記載どおり、正確に記載してください。

2 照会手数料について

照会に関する手数料は不要です (郵送料は御負担ください。)

3 照会書の添付資料等 (コピー提出の書類は、縮小コピー不可。)

照会書の添付資料等は、原則として次の【共通資料】と被相続人の利害関係に応じたものですが、追加資料が必要な場合には別途お知らせしますので、追送してください。

また、日本国籍を有しない方については、住民票 (マイナンバーの記載がないもの)、死亡届記載事項証明書、死亡した外国人に係る登録原票、家族関係登録簿、親子関係公証書又は父母の記載のある出生証明書等 (外国語で記載されているものは要翻訳添付) のいずれかの公的書類を戸籍の代替としてください (いずれもコピー)。

【共通資料】

- (1) 被相続人の死亡の記載のある戸籍 (除籍) 謄本のコピー
- (2) 被相続人の住民票 (除票) あるいは戸籍附票のコピー
- (3) 委任状 (弁護士に委任している場合) 原本
※弁護士以外の方は代理人になれません。
- (4) 回答書返送用の封筒
住所及び宛名を記載してください。

※送付先を申請者住所以外の場所（司法書士事務所等）に希望する場合は、照会書の「回答送付先」欄あるいは別途用紙に送付先を記載してください。

- (5) 返送用の郵便切手 84円切手 1枚（普通郵便の場合）
上記（4）の返送用封筒に切手を貼ってください。

以下の添付書類については、被相続人に対する利害関係に応じて用意してください。御不明な点がありましたら、照会先の家庭裁判所にお問い合わせください。

【相続人からの申請の場合】

- (1) 照会者（申請者）の住民票（マイナンバーの記載がないもの）のコピー
あるいは

身分証明書（運転免許証、パスポート等）のコピー（健康保険証の場合は被保険者等記号・番号等にマスキングを施した上でコピーをしたもの）

- (2) 利害関係疎明資料

ア 照会者（申請者）の現在の戸籍謄本のコピー

イ 上記【共通資料】(1)及びアで被相続人と照会者（申請者）との関係がわからない場合（申請者が被相続人の甥姪の場合等）には、さらに、つながりを確認できるだけの戸籍謄本（改製原戸籍謄本等）のコピー

【債権者等からの申請の場合】

- (1) 照会者（申請者）が法人の場合
資格証明書のコピー

- (2) 照会者（申請者）が個人の場合

照会者（申請者）の住民票（マイナンバーの記載がないもの）のコピー
あるいは

身分証明書（運転免許証、パスポート等）のコピー（健康保険証の場合は被保険者等記号・番号等にマスキングを施した上でコピーをしたもの）

- (3) 債権者であることを証する資料（契約書等）のコピー

- ・ 債権回収会社からの申請の場合は、債権回収に関する委託証明書も必要
- ・ 契約から法人の合併や商号変更がされている場合や債権譲渡により債権者が変更している場合は、それを証する書面（法人の登記事項証明書や債権譲渡通知書等）も必要

第3 同一の被相続人について再度照会する場合について

「相続放棄・限定承認の申述の有無等の照会」に対する回答から1年以内に同一の利害関係に基づいて再照会を行う場合には、当裁判所からの前回の回答書コピーを添付していただければ、第2の「3 照会書の添付資料等」は添付を省略していただいても差し支えありません（回答書返送用の封筒、返送用の郵便切手を除く。）。

ただし、照会者に関して変動があった場合（名称、代表者、住所の変更等）には、当該変動を確認できる資料の添付が必要です。

第4 相続放棄等の申述受理証明書の申請について

「相続放棄等の申述受理証明書の申請」に対する証明書の発行に当たっては、さらに添付資料が必要となる場合があります。なお、「相続放棄・限定承認の申述の有無等の照会」と異なり、その発行に手数料（1件について収入印紙150円）が必要であることに注意してください。

【相続放棄等の申述受理証明書の申請書式】

- ・ 申述人本人が申請する場合
 - ▶ [申請書\(Excel\)](#)
 - ▶ [記載例\(PDF\)](#)
- ・ 利害関係人が申請する場合
 - ▶ [申請書\(Excel\)](#)
 - ▶ [記載例\(PDF\)](#)

第5 その他

- 1 回答までに要する期間は1～2週間ですが、被相続人の死亡年度によっては1か月程度かかることもあります。直接来庁して申請いただいても、申請書類を受領するのみで、基本的にはその場で回答することはできませんので御了承ください。
- 2 被相続人の死亡年度によっては、調査期間に限りがあり、各裁判所ごとに調査期間が異なりますので御了承ください。調査期間の詳細については、照会先の家庭裁判所にお問い合わせください。
なお、申述がなされた後30年を経過しているものについては、審判書原本及び記録が保存期間満了のため、原則として照会に応じられません。

以上